

執筆者:

E-mail☑ [木目田 裕](#)

E-mail☑ [西田 朝輝](#)

E-mail☑ [梅澤 周平](#)

E-mail☑ [宮本 聡](#)

E-mail☑ [松本 佳子](#)

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2022年8月8日】

経産省、「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン(案)」を公表

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/20220808.html

経済産業省は、「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン(案)」を公表しました。本ガイドライン(案)では、日本で事業を行う全ての企業¹を対象として、本ガイドラインに則り、自社・グループ会社、サプライヤー²等における人権尊重の取組に最大限務めるべきであるとされ、以下の事項の実施が求められています。

- 人権方針の策定
企業は、人権尊重責任を果たすという企業によるコミットメント(約束)を、経営陣による承認等の所定の要件³を満たす人権方針を通じて、企業の内外に向けて表明する。
- 人権デュー・デリジェンス(人権 DD)の実施
企業は、自社が関与している、又は、関与し得る人権への負の影響を特定し、評価した上で、負の影響を防止・軽減する。そして、企業が、自社が人権への負の影響の特定・評価や防止・軽減等に効果的に対応してきたかどうかを評価し、その結果に基づいて継続的な改善を進める。
また、企業は、自社が有する人権への重大な負の影響又はリスク及びそれに対する対処方法等を開示する。
- 自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済
企業は、自社が人権への負の影響を引き起こし、又は、助長していることを認識した場合、救済を実施し、又は、救済の実施に協力する。救済の具体例としては、謝罪、原状回復、金銭的又は非金銭的な補償のほか、再発防止プロセスの構築・表明、サプライヤー等に対する再発防止の要請等が挙げられる。

¹ 個人事業主を含む。

² 国内外のサプライチェーン上の企業及びその他のビジネス上の関係先をいう。

³ ①企業のトップを含む経営陣で承認されていること、②企業内外の専門的な情報・知見を参照した上で作成されていること、③従業員、取引先、及び企業の事業、製品又はサービスに直接関わる他の関係者に対する人権尊重への企業の期待が明記されていること、④一般に公開されており、全ての従業員、取引先及び他の関係者にむけて社内外にわたり、周知されていること、⑤企業全体に人権方針を定着させるために必要な事業方針及び手続に、人権方針が反映されていることの5要件が挙げられている。

【2022年8月12日】

FCPAの域外適用を否定する米国連邦高裁の判決

https://www.ca2.uscourts.gov/decisions/isysquery/cc14705b-9a6f-4d7f-bfe9-e5d6c67ae322/14/doc/20-842_complete_op_n.pdf#xml=https://www.ca2.uscourts.gov/decisions/isysquery/cc14705b-9a6f-4d7f-bfe9-e5d6c67ae322/14/hilite/

フランス企業の英国子会社役員(英国人)が、上記フランス企業の米国子会社によるインドネシアの政府職員に対する贈賄行為について、米国の Foreign Corrupt Practices Act(以下「FCPA」といいます。)違反を理由に米国の連邦裁判所に起訴された事件に関して、連邦控訴裁判所(Second Circuit)は、米国の管轄(FCPA 上の要件である米国企業等の「agent」の該当性)の欠如を理由に、無罪判決を言い渡した連邦地方裁判所の判断を支持しました。

本件の争点は、英国人である被告人が、上記米国子会社(被告人はその役職員ではない。)の agent として本件贈賄に関与したと評価できるか否かでした。連邦控訴裁判所は、本件贈賄に関して、贈賄の主体である米国子会社が、同社から見て社外の個人である被告人の行為を支配(control)していたという事情⁴は認められず、被告人は、米国子会社の agent に当たらないことから、FCPA 違反の責任を負うことはなく、無罪である旨判断しました。

FCPA にかかる米国管轄のいわゆる域外適用については、非常に広範なものとして、ときにはやや誇張して理解されることがあります。しかし、今回の連邦控訴裁判所の判決を含め、米国の裁判所の実際の判断は、非米国人による米国外での行為については、そうそう簡単には FCPA について米国の管轄を及ぼさないことを示しており、今後の実務の参考になるものと思われま

す⁵。

【2022年8月12日】

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条の処分に関する規則」の制定

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=110200054&Mode=1>

2022年8月12日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十条の処分に関する規則」が制定されました。

独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法)40条は、公正取引委員会がその職務を行うために必要があるときは、事業者やその職員等に対して、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができると定めています。本規則は、同条に基づく公正取引委員会の処分の手続等を定めるものであり、その主な内容は、以下のとおりです。

- 公正取引委員会は、独占禁止法 40 条の処分として、出頭を命じる場合には出頭命令書、必要な報告、情報若しくは資料の提出を求める場合には、報告命令書又は提出命令書を送達しなければならない。
- 出頭命令書、報告命令書又は提出命令書には、相手方の氏名又は名称、相手方に求める事項、(出頭命令書又は提出命令書については)出頭又は提出すべき日時及び場所、命令に応じない場合の法律上の制裁を記載しなければならない。
- 公正取引委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

上記 3 点目は、独占禁止法 40 条の処分の場合も、公示送達について、公正取引委員会の審査等の場合⁶と同様の方法を実施することができることを明らかにしたものです。

以上

⁴ 判決文においては、支配を示す事情の例として、被告人が米国子会社を代理する権限を有している場合、米国子会社が被告人に与えた権限を取り消すことができる場合、米国子会社が被告人の行動を制限するための何らかの手段を有している場合などが挙げられている。

⁵ [本ニューズレター2018年9月号](#)(「FCPAの域外適用を否定する判決について」)及び[本ニューズレター2020年7月号](#)(「米国 DOJ・SECのFCPAガイドライン改訂版の分析」)につきましても、併せてご参照ください。

⁶ 公正取引委員会の審査に関する規則 4 条、公正取引委員会の意見聴取に関する規則 4 条参照。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 